



2022年5月13日

各 位

会 社 名 ダイトウボウ株式会社
代表者名 取締役社長 山内 一裕
(コード：3202 東証スタンダード・名証プレミア)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 三枝 章吾
経営管理本部長
(TEL 03-6262-6557)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月25日開催予定の第202回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令の定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催日 2022年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月25日(予定)

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) 1. <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>